

寄附金に関する控除制度のご紹介

「寄付金」と「後援会費」は別の扱いとなります。

「後援会費」では控除は受けられません。ご質問などありましたら、お気軽にご相談ください。

個人でご寄付をお考えの方へ

社会福祉法人に対する個人の方からのご寄附には、「所得控除」「税額控除」が適用されます。下記、いずれかの控除方法を選択することができます。

「所得控除」の場合

$$\text{【寄附金額】} - \text{【2,000円】} = \text{【所得控除額】}$$

(寄附金額は、総所得金額の40%相当額が上限)

「税額控除」の場合

$$\text{【寄附金額】} - \text{【2,000円】} \times 40\% = \text{【税額控除額】}$$

(寄附金額は、総所得金額の40%相当額が上限)

(税額控除額は、所得税額の25%相当額が上限)

※補足

- ・「所得控除」「税額控除」のいずれの場合においても、控除を受けるには「確定申告」が必要となります。「確定申告」には「寄附金受領証明書」が必要です。
- ・「確定申告」の時期は、毎年「2月16日～3月15日まで」です。
- ・勤務先で実施の年末調整では、控除を受ける事はできませんのでご注意ください。

住民税の寄附金所得税額控除について

$$\text{【寄附金額】} - \text{【2,000円】} \times \text{控除率} = \text{【税額控除額】}$$

(寄附金額は、総所得金額の30%相当額が上限)

(税額控除額は、市民税所得割より控除されます)

※控除率について

- ① 滋賀県が指定した寄付金 ⇒ 4%
：(※滋賀県内にお住まいの場合になります)
：(※滋賀県外の方は、お住まいの市町村にご確認下さい)
 - ② 市町村が指定した寄付金 ⇒ 6%
：(※お住まいの市町村が弊法人を指定しているかご確認下さい)
- 「①」「②」の双方が指定した場合、合わせて「10%」の控除率

※手続きについて／所得税の確定申告を・・・

「している場合」：住民税の申告は不要です。(所得税の手続きと連動)

「していない場合」：住民税の申告が必要です。(所得税の還付は受けられません)

法人でご寄付をお考えの方へ

社会福祉法人に対する寄附金については、一般の寄附金とは別枠で、「寄附金の合計額」と「特別損金算入限度額」といずれか少ない金額の範囲内で損金に算入されます。

詳細につきましては、最寄りの税務署、お住まいの市町村の関係窓口、または国税庁にお問い合わせ頂きますよう、お願い致します。